

均田制の理念と大土地所有

谷 川 道 雄

均田制は李安世の上疏に由來するといわれるが、かれがこの上疏を行なった動機としては、

時民困飢流散、豪右多有占奪、安世乃上疏曰、云々。

(魏書五三)
李安世)

とあるように、當時の大土地所有の盛行が考えられる。このことは、上疏の内容についても明らかである。かれはまず、上古の政治が井田法によって人民の土地所有額に制限を與えた理由を、つぎのように説く。

蓋欲使土不曠、民罔游力、雄擅之家、不獨膏腴之美、單陋之夫、亦有頃畝之分、所以恤彼貧微、抑茲貪欲、同富約之不均、一齊民於編戶。

つまり、人民間の土地所有の不均等性、それによる貧富の差を未然に防止して、齊民的世界を實現、保持することがそのねらいであった。ところが今日の狀況はこれと甚しく相違するものがある。永年にわたる亂離で土地所有權が不明確になっているのに乗じて、疆宗豪族の土地侵奪事件が頻發している。かくてかれは提案する。

愚謂今雖桑井難復、宜更均量、審其徑術、令分藝有準、力業相稱、細民獲資生之利、豪右靡餘地之盈、則無私之澤、乃播均於兆庶、如阜如山、可有積於比戶矣、云々。

と。ここにも、豪右を抑制し細民の生計を保證しようとする意圖がうかがえる。

李安世の上疏の趣旨は、そのまま太和の均田の詔に盛りこまれている。周知の文章であるが、行論の都合上全文を

かかげると、

朕承乾在位、十有五年、每覽先王之典、經綸百氏、儲蓄
既積、黎元永安、爰暨季葉、斯道陵替、富強者并兼山
澤、貧弱者望絕一廛、致令地有遺利、民無餘財、或爭畝
畔以亡身、或因飢饉以棄業、而欲天下太平、百姓豐安、
安可得哉、今遣使者循行州郡、與牧守均給天下之田、還
受以生死爲斷、勸課農桑、興富民之本。(魏書七上
高祖紀上)

とあつて、ここでも、「富強者」と「貧弱者」の較差を問
題にしている。李安世の上疏や右の詔文が多く慣用句で綴
られていることはいうまでもないが、それにしても、大土
地所有の進行およびその一方の極に生まれる無産者の増大
という現實の狀況が、均田制の立ちむかうべき中心課題の
ひとつであつたことは、疑いえないようにおもわれる。

このことは、従來多くの學者によつて指摘されていて、
ほぼ動かすことのできない通説となつていゝといつてよ
い。しかしながら、それでは大土地所有と均田制との關係
が、理念上また實際上どうであつたかという點を考えてみ
ると、意外に困難な問題をはらんでゐるようにおもわれ
る。たとえば、均田制が理念として大土地所有の存在を否

認するものであつたかどうか、あるいはまた、均田制の施
行が既存の大土地所有を侵害したかどうか、最近の學界は
必ずしも肯定的ではないように感じられる。たとえば池田
溫氏は、「均田制——六世紀中葉における均田制をめぐつ
て——」(古代史講
座八所收)において、均田制的秩序下に莊園體制
が存在したことを説き、さらにそれが均田制の原理の上か
ら矛盾しないことを、つぎのように論じている。「本來
均田の理念は、生物的人間一人一人の土地保有の平等では
なくして、社會的身分體系中に位置を占める一人一人の土
地保有の均衡を意圖するものであり、身分の高い者が廣
く、低い者は狭く與えられるのがあるべき姿である」と。
そしてまた、均田制の施行過程に既存の大土地所有と衝突
することがあつたかどうかという點についても、氏は、他
の場所ではぼつぎのような否定的見解をのべている。均田
制は上からの支配體制を整備、強化する政策の一環として
現われたもので、農民の土地に對する要求が直接に公權を
媒介して實現されたというものではない。當時支配階級の
物質的基礎をなしていた莊園は、このような上からの體制
たる均田體制のもとで一定の合法性を確保した。しかも支

配階級は官僚として均田制の施行を推進する立場にある。均田制はこうした支配階級の大土地私有をも體制の一環として含む總體的なものとして存在しているので、莊園をとりつづすという形で出てくるものではないと。

以上のように、氏は莊園制が理念的にも實際的にも均田制と矛盾・衝突するものでなかったばかりでなく、前者が後者の一環として存在したことを論じた。氏の見解には傾聴すべき諸點を多く含んでいるのであるが、ただ、均田制なるものには、當時の大土地私有と矛盾し對立する面がなかったかどうか。氏ももちろんこの點を全く無視しては行かないであろうが、やや説明が不足しているように感じられるのである。

その後には發表された堀敏一氏の「均田制の成立」(東洋史・四二)では、この問題について配慮し、均田制と大土地私有の調和と對立の兩面を統一的に把握しようとする努力が見られる。堀氏は、均田制を「漢帝國崩壞後のあたらしい情勢のなかで、個別人身的支配を再編成したもの」として論をすすめているが、このような再編成の完全な實現のために、國家權力が豪族體制の内部にまで浸透すること

が不可欠の條件である。國家權力の直營地經營を目ざした計口受田制——氏はこれを三國時代の屯田制に比定する——から均田制への轉換は、國家權力が豪族體制に介入して、小農民を直接に把握しようとしたことを意味する。かくて國家と豪族は激突を免れないのであるが、從來の説が均田制の施行を安易に國家と豪族の對立、土地・人民の爭奪戦と考えがちであったに對し、氏は兩者の關係を内面的にとらえようとする。すなわち、豪族體制とひと口にいっても、それは大土地私有者たる豪族とその隸屬民というふうに單純な領主制的關係でとらえることができない。豪族は地主としての一面をもつと同時に、他方では宗族・鄉黨によって構成される共同體の指導者(宗主)としての一面をもつ。豪族體制とはこの矛盾する兩面をそなえるものであるが、地主的側面は他の一面を壓倒して、かれが共同體指導者として關わりあつてきた獨立小農民を没落せしめていく。この矛盾につけこんだ國家權力は、自らの手による小土地保有農民の育成(均田制)とこれら小農民の共同體の再建(三長制)を計る。こうして豪族勢力は打撃を蒙るが、しかし没落してしまつたわけではない。國家の直接的

農民支配に對應する官僚機構のもとで、支配階級としての地位を保ちつづける。そして田令に規定された種々の官僚的特權を享受して、豪族地主制からいわゆる品級地主制へ移行していくというのである。

堀氏の論究は、從來の諸説をよくふまえてかなり説得的ではあるけれども、均田制の施行によって豪族はいかに打撃を被ったか、しかしまたかれらはどういう原理において品級地主に移行しえたか等々の點の敘述が何となく曖昧におわっているように感じられる。つまり均田制と大土地私有という二つの意思の生々しい觸れあいの問題にまで、考察がゆきわたっていない感じをうけるのであるが、それはどうしてであらうか。

氏が單に國家と豪族との外的交渉として處理することをさけ、豪族體制の内面にまで立ちいって、そこから均田制成立の必然性を汲みだそうとした意圖は當を得ているし、均田制研究に新たな一步をすすめたといえる。しかしその反面、豪族體制に内在する矛盾を地主的側面と共同體的側面との矛盾と規定しただけで、この矛盾が歴史的にどう展開していったか、その點の實態的分析に乏しく、したが

って均田制成立の必然性がそこから説かれきっていないらみがある。またこのことと關連するのであるが、均田制の施行の主體として、豪族體制から獨立した國家の權力意思を設定しているため、結果としては「國家對豪族」論に陥っているようにおもわれる。さらにいえば、當時の國家を秦漢帝國——すなわち小農民に對する個别人身的支配機構——の再編成形態とみる氏の展望が、これらの問題の背景にあると見られるのである。

以上のように見てくるならば、均田制と大土地所有の關係の問題は、まだ十分に解決されていないばかりか、均田制の解釋そのものにまで影響してくる状況にある。そこでこの問題にいささか私見を加えてみようというのが、本稿の意圖するところである。本節ではさしあたって、問題のいとぐちを探ってみた。

かつて清水泰次氏は、均田制の意義を説いてつぎのように論じた。それは、「地有遺利、民無餘財」という當時の農業荒廢の状況を打開して、土地と勞働力のバランスをとることに目的があつたのであり、すなわち土地が餘っている状態のもとで行なわれたのであるから、豪族の兼併抑止

は決して主要な目的ではなかったと（「北魏均田考」東）
（洋學報二〇―二）。

堀氏のさきの論文ではこの説を批判して、「地有遺利」ということは、國家的な政策の立場からいわれているのであって、必ずしも無主の土地がいくらでも餘っているという意味ではない。均田制そのものとしてはやはり豪族の大土地所有を問題にしたのだとのべている。ここに氏が「國家的な政策の立場」といつている意味は、秦漢以來の小農民支配を原理とする國家の傳統的政策の立場ということであるらしく、「地有遺利云々」の表現も、漢代の鼂錯の言葉に由來していることを指摘している。つまり前述した氏の國家論につながるものである。

しかしながら、「地有遺利云々」とは、單なる國家の政策を表明したものであって、兼併問題とは、直接には関係がないのかどうか。堀氏が清水氏の兼併問題無視を批判した點は正しいとしても、土地 \parallel 勞働力問題と兼併問題の關連については、十分な論及が見られない。むしろ兩者を切り離しているようにさえ感じられるのである。

李安世の上疏には、均田制の效用をたたえて、「土不曠功、民罔游力、雄擅之家、不獨膏腴之美、單陋之夫、亦有

頃畝之分」とのべ、また均田制の實施を要請した箇所にも、「今雖桑井難復、宜更均量、審其徑術、令分藝有準、力業相稱、細民獲資生之利、豪右靡餘地之盈云々」とある。すなわち、土地 \parallel 勞働力問題と兼併問題とが連記されているのは、兩者のつながりが意識されているためではないかと疑われる。さらに均田の詔をみると、「富強者并兼山澤、貧弱者望絕一塵、致令地有遺利、民無餘財」とあって、兼併問題と土地 \parallel 勞働力問題とは因果關係におかれている。このように文章構成の上から推量すれば、この二つの問題は、清水説のように撞着するどころか、かえって深いつながりを有していたと考えるべきではないであろうか。もしこれを因果關係においてとらえたとすれば、土地兼併は、小農民の無産化、勞働力の土地からの分離と對應するのみならず、「地有遺利」つまり土地利用そのもの何らかの不合理をもたらしただけではなかったか。上疏中の「豪右靡餘地之盈」の一句はこの推測を助けているようにおもわれるのであるが、はたしてこのような想定が可能であろうか。これらのことを當時の大土地所有の實例に即して考えてみたい。

(1) 恭宗季年、頗親近左右、營立田園、以取其利、允諫

曰、天地無私、故能覆載、王者無私、故能包養、昔之明王、以至公宰物、故藏金於山、藏珠於淵、示天下以無私、訓天下以至儉、故美聲盈溢、千載不衰、今殿下國之儲貳、四海屬心、言行舉動、萬方所則、而營立私田、畜養雞犬、乃至販酤市廛、與民爭利、議聲流布、不可追掩、夫天下者、殿下之天下、富有四海、何求而不獲、

何欲而弗從、而與販夫販婦、競此尺寸……頃來侍御左右者、恐非在朝之選、故願殿下少察愚言、斥出佞邪、親近忠良、所在田園、分給貧下、畜產販賣、以時收散……恭宗不納(魏書四八高允)

恭宗は太武帝の皇太子拓跋晃で、四圍の征討に席の暖まるいとまのなかつた父帝の留守役をつとめたが、帝の在位中に薨じた。また高允は勃海の名族で、崔浩が誅されたあと漢人士大夫を代表する位置にあり、その公正、恭儉の人格によって諸帝の信頼をうけた人である。さて、右の文章によれば、恭宗の設けた「田園」は、畜産などを經營し、

これを商品として市場に出していた。⁵⁾ そして恭宗をこうした營利事業へ誘導したのは、正式の任用ルートによらず恩倖をもって側近に寵用された、高允のいわゆる「佞邪」の輩であつたと見られる。高允がかれらを「小人」とも稱しているところから見ると、非士人であつた疑いが濃厚である。「田園」のこうした特徴から推測されることは、この土地所有が排他的な性格をもつという點である。高允が指摘しているように、それは市場において民と競争することにならざるをえないが、こうした營業面のみならず、「田園」の設置そのものが、土地の私的獨占を前提としている。高允は「田園」を開放して貧下の民衆に分給せよと要請しているが、當時首都平城附近には多數の無産民がひしめいていた。そこで高允は、これらに「禁封の良田」を開放して、公私の貯蓄を増やし、以つて饑饉に備えるよう、大武帝に要請したことがある。⁶⁾ 恭宗の「田園」は、まさにこのような無産民の龐大な存在の對極に位置していたといえる。

ただし、大土地所有者と無産民とのこの對照は、一方が土地を獨占したために他方がその所有地を奪われて無産者

と化したというような單純、平板な原因から生じたものばかりではなかったとおもわれる。⑩。そのようなケースもないではないが、全體として考えると、もっと複雑な構造をもっている。たとえば、農民の無産化の原因としては、まず長年の戦亂に加わるたえまない凶荒を數えなければならぬであろう。生産性の低下した土地に勤苦して、しかも國家權力の稅役徵收をまっとうに受けることが、いかにソロバンに合わぬものであったか、わたくしたちはそうした事情を當時の「游手惰業」というような表現のなかに讀みとることができる。かれらは、それよりも手取りばやく生きていく道を求めた。それは酒をつくり、鹽を賣り、織布業に群がり、はては賭博に日を送る等々、⑪。いわゆる本を捨て末に趨ることであつた。このような生き方を可能にするのは、ことに大都市である。首都平城に厩大な遊食の徒が寄生したのも、まことに當然のことであつた。⑫。

後掲の諸例からもうかがわれるように、當時の大土地經營のなかには、商品經濟と關係しているものが多い。とすれば、無産者の生存の場は、大土地經營と無縁ではないであろう。たとい經營内部にあつて生産に従事していないと

しても、何らかの流通過程に介在するということが想定されるのである。このような意味では、むしろ兩者は相互依存の關係に立つことになり、大土地所有はここに無産者に生存の場を與えるものとして存在の正當性を獲得するようにもおもわれる。しかしはたしてそうであらうか。

恭宗の「田園」經營の批判者である高允の意見を聽こう。かれはいう、王者たる者は至公無私でなければならず、私人としての利益追求に趨ってはならないと。つまり王者は一切の私經濟から超越し、またこれを包攝することによって、天下の富を保有するのであつて、そこにおいては公と私、王者と私民の利益がむしろ一致するのである。無産者への土地開放という政策も、こうした理念のあらわれといふべきであらう。

しかもそれは單なる帝王論にとどまらず、國家の經濟政策をもふまえた意見なのである。かれが「禁封の良田」の開放を要請したさい、その目的をのべて、「若公私有儲、雖遇飢年、復何憂哉」といっている。すなわち、土地開放は決して貧民救済のための社會政策に止まるものではないのであつて、人民の勞働力を極力土地に投充して國家全體

の生産量を上げることが目標としている。それは農民個々の生活を保證しようとすると同時に、その個々の私經濟の枠をこえた國家的、公共的立場に立っているのである。

すこし時代を降るが、孝文帝時代に上呈された有名な韓麒麟の時務策もまた、同じ立場においてなされたものである。

太和十一年、京都大饑、麒麟表陳時務曰、古先哲王、經國立治、積儲九稔、謂之太平、故躬籍千畝、以勸百姓、用能衣食滋茂、禮教興行、逮於中代、亦崇斯業、入粟者與斬敵同爵、力田者與孝悌均賞、實百王之常軌、爲治之所先、今京師民庶、不田者多、遊食之口、三分居二、蓋一夫不耕、或受其飢、況於今者、動以萬計、故頃年山東遭水、而民有餒終、今秋京都遇旱、穀價踊貴、實由農人不勸、素無儲積故也云々(魏書六〇 韓麒麟)

と。ここでも非農人口の問題は、國家全體の食糧生産への影響として、いわば國家經濟の立場から論じられている。

こうした立場からの經濟説は、またつぎのような主張を生みだす。すなわち、當該社會がいかに經濟的繁榮をとげているように見えても、それが人びとの基本的生活資料

——穀物・衣料——の生産を第一義とするのでなければ、それは是正さるべき歪みだというのである。すなわち韓氏はいう。

自承平日久、豐穰積年、競相矜夸、遂成侈俗、車服第宅、奢僭無限、喪葬婚娶、爲費實多、貴富之家、童妾祿服、工商之族、玉食錦衣、農夫餽糟糠、蠶婦乏短褐、故令耕者日少、田有荒蕪、穀帛罄於府庫、寶貨盈於市里、衣食匱於室、麗服溢於路、飢寒之本、寔在於斯、愚謂凡珍玩之物、皆宜禁斷、吉凶之禮、備爲格式、令貴賤有別、民歸朴素、制天下男女、計口受田、宰司四時巡行、臺使歲一按檢、勤相勸課、嚴加賞賜、數年之中、必有盈贖、雖遇災凶、免於流亡矣。

太平になれた社會の奢侈の風潮が、未業である商工業を繁榮させると共に、國家經濟の基本たるべき農業生産を荒廢させ、ひいては天下を饑寒の危機にさらすことになる^⑧というのである。

このような農本主義の立場からすれば、營利を目的とする大土地所有は、國家經濟の正常なあり方と相反する位置にある。まず第一に、それは、土地の集積や商品の流通面

において、自作小農民を壓迫し、農業面における労働力の投充度を低下させる。第二に、無産化した人民を全面的に吸収できない。第三に、たといいくばくか吸収しえたとしても、そこでの労働は、奢侈品生産のような非基本的生産に充てられがちである。第四に、このような商品生産は、小農経営と異なり、土地の非利用部分を生ずる傾向をもつ（餘地之盈）。これらの要因が相互にからみあって、基本的生産に對する土地利用度の低下（地有遺利）と投下労働量の減少を來たし、總體として國家經濟の危機を招くことになるのである。

もし以上の推定が可能であるとすれば、大土地所有の存在に對して否定的な立場が成立しうる。それは一應、國家的、公共的立場とよぶことができる。しかしそれは、單に抽象的あるいは傳統的な理念から發したのでなく、一定の内容をもった歴史的な立場であると考えたい。前述のように、高允は、恭宗の側近が政府の正式の選任によらない「佞邪」の輩でみたまはれていることに強い不満を表明しているが、それはひとつには、そうした狀況が至公無私なるべき恭宗のあり方としてふさわしくないと考えたからでも

あるが、一方では、かれの士大夫としての立場がそうさせたのである。そしてこのふたつの理由は、相即不離の關係にある。なぜなら、王者が至公無私でありうるのは賢士大夫を用いることによってであり、士大夫とはそのような本分に身を委ねる人格の謂と考えられているからである。

このような立場は、韓麒麟にも共通している。さきに見たかれの發言中、當時の奢侈の風が身分的序列をみだしていることを指摘し、貴賤の別を嚴格ならしめようとしているのは、明らかにかれの士大夫の立場から發するものにならない。^⑧要するに、かれらの農本主義の理念は、その士大夫の立場に基づくものであるが、公共主義をたてまえる當時の國家觀もまた、かれらの立場を媒介として成立していたのである。そして、一方に存在していたある種の大土地所有は、まさしくかかる士大夫の理念とは相容れぬものであった。結論をさきにいえば、均田制とは、かかる士大夫の理念の政策化であり體制化であろうとわたくしは考える^⑨。したがって、均田制と大土地所有との對立點も、このような理念上の問題として把握する必要がありとおもうのであるが、はたしてこれらの豫測が成りたつかどうかどう

か、さらに考察を進めよう。

三

(2) 禧性情奢、貪淫財色、姬妾數十、意向不已、衣被繡綺、車乘鮮麗、猶有簡媿、以恣其情、由是味求貨賄、奴婢千數、田業鹽鐵、遍於遠近、臣吏僮隸、相繼經營、世宗頗惡之(魏書二一上 咸陽王禧)

咸陽王禧は孝文帝の弟で、世宗(宣武帝)の叔父にあたる。孝文帝の亡きあと、禧らの諸弟は遺詔によって新帝輔佐の任に當ったが、禧は最年長であるにもかかわらず政道を怠り、他方では盛んに收賄を行なってその地位を私權化していた。右の文章は、その頃の状況を描いたものである。世宗が親政するようになると、兩者の反目が深まり、禧はついに謀反を圖って失敗、死を賜わった。その臨終に及んでも愛妾のことを口にしていたという。

かれの設置した「田業」がどのような性格のものであったかはのべられていない。しかしそれが營利事業たる「鹽鐵」と並記されているところから推測すると、交換經濟による利潤追求を目的のひとつとしたのではないか。そし

て、その奢侈の風、政治的地位を利用した聚斂等々の要素が、このことを側面からものがたっているように感じられる。

(3) 「元」又以騰爲司空公、表裏擅權、共相樹置、又爲外禦、騰爲內防、迭直禁蘭、共裁刑賞……四年之中、生殺之威、決於又騰之手、八坐九卿、且造騰宅、參其顏色、

然後方赴省府、亦有歷日不能見者、公私屬請、唯在財貨、舟車之利、水陸無遺、山澤之饒、所在固護、剝削六鎮、交通互市、歲入利息、以巨萬計、又頗役嬪御、時有徵求、婦女器物、公然受納、逼奪隣居、廣開室宇、天下咸患苦之(魏書九四 閹官劉騰)

北魏末、宗室のひとり元又が靈太后と對立して政權を壟斷したとき、宦官劉騰もこれと結んで權勢を振った。右の文章によれば、劉騰は(2)の咸陽王禧と同じように、政治上の地位を利用して收賄をほしのままにしたが、そのほか「舟車之利」、「山澤之饒」、「剝削六鎮」、「交通互市」、「歲入利息」などの方法を通じて、莫大な富を蓄積した。「舟車之利」とは、交通運輸の手段によって商業投機を行なうことらしく、洛陽伽藍記卷四につきのような記事がある。

市東有通商達貨二里、里內之人、盡皆工巧屠販爲生、資財巨萬、有劉寶者、最爲富室、州郡都會之處、皆立一宅、各養馬一疋、至於鹽粟貴賤、市價高下、所在一例、舟車所通、足跡所履、莫不商販焉、是以海內之貨、咸萃其庭、產匹銅山、家藏金穴、宅宇踰制、樓觀出雲、車馬服飾、擬於王者

また、「剝削六鎮」については内容不明であるが、當時の六鎮の情勢からすれば、中央から派遣された鎮將たちは専ら收賄を事としていたと傳えられるが、^⑧そうして得られた財貨がまた劉騰へも獻上されたのであろう。「交通互市」とは南北の貿易に關係したことを指すものとみられる。

「歲入利息」とは單に以上の諸事業から上る收益を意味するのか、あるいはそのほかに高利貸のようなものも含むのか明らかでないが、當時の官僚のなかには高利貸業を營んだ例も存する。^⑨要するに、劉騰はその權勢の利權化と各種商行爲とによって露骨な聚斂を行なったのであるが、とすれば問題の「山澤之饒」の獨占もまた、こうした營利事業の一環であったことが十分に想定できるであろう。^⑩

ところで、(2)の咸陽王禧の例でもそうであるが、この例

においても氣づかれることは、以上のような營利活動の背後に、奢侈をきわめた消費生活が存在している點である。洛陽伽藍記卷一に、

建中寺……本是闕官司空劉騰宅、屋宇奢侈、梁棟踰制、一里之間、廊廡充溢、堂比宣光殿、門匹乾明門、博敞弘麗、諸王莫及也

とあるが、これこそかれが不法にも隣人を追い立てて營んだものなのであろう。その數奇をこらした邸宅、調度、庭園などは、おそらく右の多岐にわたる營利活動の結果であり、いいかえればこうした營利事業は、かなり直接的に個人の豪華な消費生活を目的とするものであったとおもわれる。この點、咸陽王禧や前引の富商劉寶のばあいについても同じことがいえる。ところが、つぎの例では、營利事業と消費生活との關係が、ややあり方を異にする。

(4) 欣好營產業、多所樹藝、京師名果、皆出其園、所汲引及僚佐、咸非長者、爲世所鄙(北史一九 廣陵王欣)

元欣は孝文帝の孫にあたり、魏末、孝武帝と共に關西宇文泰のもとに奔り、八柱國のひとつとなった人である。ここに「京師」というのが洛陽と長安のいずれを指すのか明

らかでないが、當時洛陽では各佛寺に果樹園があり、それぞれ名果を産して洛中に評判を立てていたことが、洛陽伽藍記に伝えられている^⑧。しかもこれらの佛寺は、王侯貴族の手で建立されたものが多いようである。右の元欣の「園」は、佛寺ではないが、こうしたタイプのものであったと想像される。「園」で産出される果實が、商品として市場に出荷されたかどうかは確かでないが、「好營産業」という表現はその疑いを濃くする。また、「所汲引及僚佐、威非長者」というのも、元欣の周邊に市井出身の恩伴者流が群っていたことを想像させるのである。

こうした想定にあやまりないとすれば、この「園」から産出される名果は、いわば高級品であって、贅澤になれた京師の貴人・富家の嗜好にかなうものとして出荷されたのであろう。つまりここでは、大土地經營が社會一般の奢侈的な消費生活を前提として成立しているのであって、じつは(2)、(3)にあげた「田業」經營や「山澤」獨占も、その經營内容としては、同じ範疇に屬するものだったのでないか。つまり、かなり特殊な商品を生産、販賣して利益をあげていたのではないかとおもわれる。そして、その利益は

また事業者自身の奢侈を充たすことに消費されるわけである。

かなりの想像を加えたわけであるが、當時の各種營利事業は、以上のような諸關係を通じて、社會および個人の奢侈的生活と幾重にもからみあっていたと見られる。個々の現象をみれば、いかにも交換經濟活動が盛行しているように感じられるが、結局は人びとの非生産的な消費生活——それは當時の貴族制社會における人間の價値表示の方法であろう——の重みに歸してしまふのである。當時の營利を目的とした大土地所有は、まさしくこうした經濟構造の一環として理解すべきではないかとおもう。このことを念頭に置きながら、つぎの例を検討してみよう。

(5) 道遷、雖學不淵洽、而歷覽書史、閑習尺牘札翰、往還甚有意理、好言宴務口實、京師珍羞、罔不畢有、於京城之西、水次之地、大起園池、殖列蔬果、延致秀彥、時往遊適、妓妾十餘、常自娛興、國秩歲入三千餘匹、專供酒饌、不營家產、每誦孔融詩曰、坐上客恒滿、樽中酒不空、餘非吾事也、識者多之(魏書七一 夏侯道遷)

これまでの事例では、大土地所有が商品生産を目的とし

たものであったが、右の夏侯氏の「園池」は、これと趣きを異にする。それは放達の土である道遷が自己の園遊のために設けたものであって、そこに構えられた山水は主客の風流心を充たしたてであるうし、そこに「殖列」された「蔬菜」は贅をつくした宴席の食膳に上されたこととおもわれる。當時の大土地所有のなかには、こうした個人の娛樂のために設置されたものが少くなかったと想像される。前掲の咸陽王禧、劉騰、廣陵王欣などにしても、それぞれの「園池」を設けて享樂に耽つたであろうことは當然豫想され、場合によっては、このような觀賞用庭園が商品生産の目的をも兼ねたこともあったのではないかとも想像される。

それはともかく、右の道遷の例では、土地所有そのものとしては營利を目的とはしていない。その點で前例と性質を異にしている面をもつが、「京師珍羞、罔不畢有」とあり、「國秩歲入三千餘匹」をすべて酒肴の資に注ぎこんだとあるように、この「園池」を舞臺に營まれるその享樂生活は、首都の市場と密接に結びついていた。その子の夬の時代になると、

性好酒、居喪不戚、醇醪肥鮮、不離於口、沽買飲噉、多所費用、父時田園、貨賣略盡、人間債負、數猶千餘匹、穀食至常不足、弟妹不免飢寒(同右)

とあって、放達・豪侈の風は一層はげしくなり、ついに「田園」をも賣り盡してしまつたのである。これは極端な例ではあろうが、交換經濟と無縁であるかに見えるこの種の莊園も、それが一定限度をこえた享樂生活を目的とするものである限り、都市の奢侈品市場を不可缺の前提として成り立っていたのである。

以上に掲げた大土地所有の諸實例がわたくしたちにものがたるものは、商品經濟と奢侈的生活との幾重にもからみあつたすがたである。このような土地經營乃至生活様式が、前節に論じた士大夫の農本主義的理念と相容れないものであることは、想像にかたくない。諸例はすべて孝文帝以後の時代に屬するものであるが、かつて高允や韓麒麟によつて危惧された現象が、より顯然と展開されているにすぎない。また諸例は宗室、宦官などの權勢家に集中しているが、このような營利事業に心を砕くのが、北魏末における官界の一般的風潮であつた。^④均田制以前の實例に乏しい

のがやや遺憾ではあるけれども、これらのことから推測すれば、均田制はかかる土地兼併の風潮に挑戦したのではないであらうか。

四

均田制と大土地所有とは、二律背反の關係に立つものであるか。もしそうであるとすれば、均田制の根底をつらぬく士大夫の理念においては、大土地所有は絶対に許容されないことになる。しかしこうした解釋は、いかにも窮屈に感じられる。

これまで論じてきたことからいえば、均田制がその理念において對立するのは、一定の性格をそなえた大土地所有であった。それらは一應士大夫身分によつて經營されてはいるが、經營内容としては非士大夫的といわざるをえないものであった。⁸⁾北魏も末期に降るにしたがい、かかる傾向は急速に増大したが、一方そのなかにあつて士大夫の生活態度を貫ぬこうとした人びともすくなくはなかつた。ではかれらじしんはその所有地において、どのような經營を行なつたのであらうか。

佗性剛直、不好俗人交游、其投分者、必當時名勝、清白任眞、不事家産、宅不過三十步、又無田園、暑不張蓋、寒不衣裘、其貞儉若此(魏書八八良吏裴佗)

裴氏は河東の名族である。相當な官位にあつたかれが「田園」を設けなかつたというのは、當時特例に屬したことであらう。しかし士大夫のモラルともいふべき「貞儉」さを守るためには、「田園」の所有を斷念しなければならぬのであらうか。

椿臨行、誠子孫曰、我家入魏之始、即爲上客、給田宅、賜馬牛羊、遂成富室、自爾至今二十年、二千石方伯不絶、祿恤甚多、至於親姻知故、吉凶之際、必厚加贈饗、來往賓寮、必以酒肉飲食、是故親姻朋友無憾焉、國家初丈夫好服綵色、吾雖不記上谷翁(高祖父珍)時事、然記清河翁(祖父眞父)時服飾、恒見翁著布衣韋帶、常約敕諸父曰、汝等後世脫若富貴於今日者、慎勿積金一斤綵帛百匹已上用爲富也、又不聽治生求利、又不聽與勢家作婚姻、至吾兄弟、不能遵奉、今汝等服乘以漸華好、吾是以知恭儉之德、漸不如上世也(魏書五八楊椿)

訓誡はなおも續く。われわれの兄弟は家があれば必ず食

卓を同じくし、自分たちの世代のあいだは同居同財を守りぬこうとつとめてきた。しかるにおまえたちは時に自分だけで食事をするところがあると聞く。これもわれわれの世代に及ばぬ點である。わたしが今日決して貧乏だとはいえないのに、あえて住居を立派にしないのは、おまえたちが將來これを維持できなくて、羽振りのよい者にとられてしまうようなことがあつてはいけなとおもうからだ。……

この一個の「止足篇」は、「貞儉」のモラルについて、より一層具體的にのべている。それは質素をつらぬき、「治生求利」に踏みいらす、勢家との通婚などに心をまどわさないと共に、土地所有や官祿によって自然に蓄積されていく富を、「親姻知故」の救恤、「賓寮」の優遇のために惜しみなく支出することなのである。いいかえれば、自家の富は自家のみにて享受さるべきものでなく、自家の外延にあり、また自家の延長とも考えうるところの、郷黨、知友、賓客への友誼に資せらるべきだとする道義の意識なのである。そしてそれが自家の内部に向うときは、同居同財同食に具現される兄弟間の結束——それは孝義を根底としたものであろう——のモラルとなるのである。要するに、

家族から社會へと向う、孝悌仁愛の倫理意識が、士大夫の生活態度を規定し、その家計のあり方を性格づける。「貞儉」——楊椿傳のことはよれば「恭儉之德」——とは、そうした生活態度に對する評語に他ならない。

士大夫のモラルとして華美を排し質素が重んじられるのも、このような倫理世界を前提としたものと考えらるべきであらう。そしてこのような前提に立つて身を處しているかぎり、士大夫の家の富裕さは、決して非難さるべき事柄ではない。楊椿が子孫を誡めているのは、自家の裕福さそのものではなくて、財貨の蓄積に執着することなのである。とすれば、士大夫の大土地所有も、このような倫理意識に貫ぬかれるかぎり、その存在が許されることになるであらう。

義儉少時、幽州頻遭水旱、先有穀數萬石貸民、以年穀不熟、乃燔其契、州閭悅其恩德、性寬和畏慎、不妄交款、……義儉性清儉、不營財利、雖居顯位、每至困乏、麥飯蔬食、忻然甘之（魏書四七 盧義儉）

盧義儉は名流范陽の盧氏の一族で、北魏末の人であるが、穀數萬石の貸付があつたことから見ると、大地主であ

つたとおもわれる。しかし、「財利を營まず」、質素を旨としたかれは、凶年にはその債權を悉く放棄することによって、郷黨の賞讃を博したのであった。

家富於財、躬處節儉、每以振施爲務……其後出粟數千石
(北史作萬石) 以貸鄉人、屬年穀不登、債家無以償、皆來致

謝、士謙曰、吾家餘粟、本圖賑贖、豈求利哉、於是悉召債家、爲設酒食、對之燔契曰、責了矣、幸勿爲念也、各令罷去、明年大熟、債家爭來償、士謙拒之、一無所受、他年又大飢、多有死者、士謙罄竭家資、爲之糜粥、賴以全活者將萬計、收埋骸骨、所見無遺、至春又出田糧種子、分給貧乏、趙郡農民德之、撫其子孫曰、此乃李參軍遺惠也(隋書七七陳逸李士謙)

李士謙もまた趙郡の名族、その妻は范陽盧氏の出である。士謙の開皇中六十六歳で歿しているからやや後代に屬するが、この例もさきの盧義僖のばあいとはとんと趣旨を同じくしている。かれは、「吾家餘粟、本圖賑贖、豈求利哉」といつて自ら債權を破棄したが、この態度をつきつめれば、李家の所有田は、もちろん李家のものでありながら、また郷黨救済のためのものでもあるということにな

る。つまりこれら士大夫の大土地所有は、それぞれの私所有にかかりながら、一方では郷黨社會の救済手段として機能していたのである。というよりも、このようなモラルに裏づけられた土地所有こそ、士大夫のそれにふさわしいものとして容認されたのであった。

このような意義をそなえた、いわば士大夫的大土地所有は、小農民が大部分を占めていたとみられる郷黨社會の秩序と矛盾、衝突することなく、むしろその中核に位置して存在していたと考えられる。大土地所有者と小農民とのあいだには、たとえば種子・食糧の貸借というような収取關係が存在していたことは疑いえないとしても、それは一面からみれば救済、保護の關係でもあった。この両面の統一が破れて前者の面だけが露出することになれば、それは李士謙のいう「求利」事業と化して、士大夫的土地所有の埒外に出てしまう。すなわち、前節にみた營利事業としての「田園」設置の範疇に屬することになるのである。と同時に土地所有者もまた、士大夫的モラルを放擲して、非士大夫的人格へと轉化してしまう。こうして營利主義、榮達主義、過度の奢侈、郷黨社會からの脱離、家族的宗族的結束

の解體、士庶混淆などの現象が生まれ、民衆に對する搾取、壓迫の度合が強まるのである。

一方、大土地所有は、それが士大夫的モラルにつらぬかれていますかぎり、郷黨社會の秩序をみだすものではなく、むしろそれを組織づける。そこでの土地利用は、郷人の救済をも目的としていたところから、穀帛などの基本的生産を主とし、また自給自足を原則とした質實な性格のものであったであろう。そしてかれらは當該郷里の指導者として、郷民の生産を督勵したとおもわれるふしもある。

以上のように考えると、堀氏によって提起された、豪族勢力内部における地主的側面と共同體的側面の矛盾という命題には、いくらか修正を施さねばならなくなってくる。

すなわち、士大夫的世界においては、この兩側面はむしろ統一しているのであって、地主制が小農民の共同體秩序を侵害してくるのは、それが士大夫的モラルを放棄したばかりにおいてでなければならぬ。つまりこの矛盾は、士大夫的人格の解體という一定の歴史的事情において發生するのであり、堀氏の説のごとく一般論としてそうであるのではない。

堀氏は均田制を、豪族體制のこうした一般的矛盾に介入する國家の新らしい統治手段だと考えた。さきにわたくしは、そうした國家觀が抽象性を免れないことに疑いをもつたが、以上のように考察してきて、均田制が士大夫的立場に發するものではないかという考えをますます強く抱くのである。この點の論證は、本稿だけではなお不十分であるので、他稿を期したい。

ただ最後に、均田制の實施過程で既存の大土地所有がどのように處理されたかという問題を考えてみたい。これについて、たとえば貴族の莊園が沒收されて農民に班給されたとか、あるいは逆に容認されたとかを證明することは困難である。ただつぎのようなことはいえるのではないかとおもふ。

懷又表曰、景明(世宗年號)以來、北蕃連年災旱、高原陸野、不任營殖、唯水田少可蓄畝、然主將參僚、專擅腴美、瘠土荒疇、給百姓、因此困弊日月滋甚、諸鎮水田、請依地令、分給細民、先貧後富、若分付不平、令一人怨訟者、鎮將已下連署之官、各奪一時之祿、四人已上、奪祿一周、……時細民爲豪彊陵壓、積年枉滯、一朝見申者、日

有百數（魏書四）
（一源懷）

とあつて、北鎮方面でも土地所有の不平等問題が発生していたことを知りうるが、源懷はこの状況を改革するのに「地令」をもち出し、その「先貧後富」の原則を活用しようとしたのである。そしてこれはかなりの効果をあげたようであるから、「主將參僚」の水田獨占には相當の壓力が加えられ、貧民優先の再分配も行なわれたのではないかと想像される。しかしまた、こうした規制がいつまで效力を保ったかは、保證のかぎりではない。かの六鎮の叛亂の發端が饑饉になやむ鎮民の暴動にあつたことは、知られるとおりである。要するにこの問題は、法規定をどこまで實行するかという爲政者のあり方にかかるところが大きいと考えられる。さきに擧げた營利目的の田園の設置者が多く北魏末の大官であつたことは、均田制の實行が弱まる結果ともなつたであらう。

このように、均田制が大土地所有をどのように規制したかという問題は、その時々々の政界のあり方と密接に關連するが、もし政界が均田制の推進に意欲をもやすならば、それが既存の大土地所有にかなりの壓力となつたことは疑い

えないようにおもわれる。均田制とは單なる法規の集成ではなく、そこには一貫した理念が裏打ちされている。わたくしはそれを士大夫の農本主義の立場においてとらえるものであるが、さきの「先貧後富」もそのひとつのあらわれであらう。また「地無遺利、民無遊手」などの原則も、この理念の重要な要素である。これらの趣旨を實現するために、すでに法施行以前から、國家はさまざまの土地政策を打ち出してきたのであるが、それが均田制へ集大成されたという先學諸氏の見解に、わたくしも贊意をあらわしたい。大土地所有が均田制によつて侵害されるか否かは、ある程度は個々の細則にもさだめられていたであらうが、根本的には制度の理念に照らされることによつて定まつてくるとおもわれるのである。

たとえば、奴婢・耕牛への給田の規定がある。堀氏が指摘したように、これは單に大土地所有容認のためのものというより、土地開墾を目的としたものとみななければならぬ。そしてこの目的の根底には、單に國家の財政策があるばかりでなく、これまで論じてきたように國家全體の富の擴大という意圖が存在していると考えなければならない。

すなわち、令制は、このような理念に合致するかぎり大土地所有を否定しない立前をとるのである。もともと奴婢・耕牛への給田の規定のちには消失するが、一方で官人永業田、職分田、公廩田の制度が整備されていく。堀氏によれば官人永業田は、北齊の請墾田の傳統を引いているという^④。また、この種の田地は官僚の特権ではあるが、支給額その他において國家の規制を受けている。この規制は一般民衆への給田との調和を圖る措置なのであろう。あえて大膽に言えば、これらの規制こそ、士大夫がその土地經營においてとっていた自己抑制が形を變えて表現されたものといえないであろうか。冒頭にのべた均田制と大土地所有との共存、あるいは品級地主制への展開といった諸氏の見解も、このような意味として考えるならば、十分に首肯できる餘地をそなえているとおもうのである。

註

- ① 座談會「均田制をどう見るか」(東洋文化三七)七、均田制と大土地所有制の項参照。
- ② 同右
- ③ 本文に紹介したように、堀氏は、均田制以前の北魏國家が計

口受田制を直接的基盤として成立しており、豪族體制から一應きり離された存在であったと考える。そしてこのようにして出發してきた國家權力が均田制等を通じて豪族體制へ介入していったとみるわけである。氏の見解の一根拠は、計口受田民は三國期の屯田民に比すべき身分である。なぜなら一般に徙民は平齊戸を除いては郡縣制に編成されなかったということにあるようである。しかし徙民が平齊戸以外にも郡縣民とされた例は存在する。魏書一五常山王素傳に、「世祖初、復襲爵、休屠郁原等叛、素討之、斬渠率、徙千餘家於涿鹿之陽、立平源郡以處之」とある。平齊郡やこの平源郡の例からすれば、徙民は被征服民たることを示す郡縣名を附されたい。しかしだからといって賤民化されたのでもなければ、一般編戸と別扱いにされたのでもないとおもう。筆者がこれまでしばしば主張してきたように、徙民や計口受田は、純經濟的な目的からではなく、まず第一に敵對勢力を破摧してその士民を國家の新たな人民と化するための強制措置であった。そのことがひいては國家の財政基盤となったことはいうまでもないが、しかし徙民以外の郡縣民と何ら質的な差はなかったと考える。

④ 高允については大澤陽典氏の研究「北魏高令公傳小攷」(橋本博士古稀記念東洋學論叢)を参照のこと。

⑤ 南齊書五七魏虜傳に當時の宮城のありさまをのべて、「僞太子宮在城東、亦開四門、瓦屋、四角起樓、妃妾住皆土屋、婢使千餘人、織綾錦、販賣醢酒、養猪羊、牧牛馬、種菜逐利、云々」とあり、魏書高允傳の記事と趣旨において一致しているのが興味ふかい。

⑥ 是時多禁封良田、又京師遊食者衆、允因言曰、臣少也賤、所知唯田、請言農事、古人云、方一里則爲田三頃七十畝、百里則田三萬七千頃、若勤之、則畝益三升、不勤、則畝損三升、方百里損益之率、爲粟二百二十萬斛、況以天下之廣乎、若公私有儲、雖遇飢年、復何憂哉、世祖善之、遂除田禁、悉以授民（魏書四八高允）

⑦ この點では清水氏の論文が參考となる。

⑧ 其制有司、課畿內之民、使無牛家以人牛力相質、墾殖鋤耨、……又禁飲酒雜戲棄本沽販者（魏書四下 世祖紀下）

⑨ 北史一五魏宗室傳に元淑の事蹟を記して、「孝文時、爲河東太守、河東俗多商賈、罕事農桑、人至有年三十不識耒耜、淑下車勸課、躬往教示、二年間、家給人足、爲之謠曰、秦（秦？）州河東、杼柚代春、元公至止、田疇始理」とあるが、ここに「商賈多し」とあるのは、河東郡内の産鹽に寄生する者が多かつたことをいうのではないかとおもわれる。河東の鹽池については魏書一一〇食貨志參照。

⑩ 魏書九四仇洛濟傳に、「魏初禁網疏闊、民戶隱匿漏脫者多、東州旣平、綾羅戶民樂葵、因是請探漏戶供爲綸綿、自後逃戶占爲細繭羅穀者非一、於是雜營戶帥、遍於天下、不屬守宰、發賦輕易、民多私附、戶口錯亂、不可檢括、洛濟奏議罷之、一屬郡縣」と記された有名な雜營戶はその一例である。なおほぼ同様の記事が食貨志にも見える。

⑪ 魏書八八良吏 鹿生に、「生再爲濟南太守、有治稱、顯祖嘉其能、特徵赴季秋馬射……時三齊始附、人懷苟且、蒲博移朝、頗廢農業、生立制斷之、聞者嗟善」とある。

⑫ 註⑥および本文に掲げる韓麒麟の上表參照。

⑬ 少し時代は下るが、北周の樂遜の説にこの立場が明瞭に表現されている。「武成元年六月、以霖雨經時、詔百官上封事、遜陳時宜一十四條……其二省造作曰、頃者魏都洛陽、一時殷盛、貴勢之家、各營第宅、車服器玩、皆尙奢靡、世逐浮競、人習澆薄、遂使禍亂交興、天下喪敗、比來朝貢器服稍華、百工造作、務盡奇巧、臣誠恐物遂好移、有損政俗、如此等事、頗宜禁省……漢景有云、黃金珠玉、饑不可食、寒不可衣、彫文刻鏤、傷農事者也、錦繡纂組、害女功者也、以二者爲饑寒之本源矣、然國家非爲軍戎器用時事要須而造者、皆徒費功力、損國害民、未如廣勸農桑、以衣食爲務、使國儲豐積、大功易舉（周書四五樂遜）

⑭ 韓麒麟およびその子顯宗（孝文帝の門閥制度採用に反對した賢才主義者として知られる）の士大夫的立場については、拙稿「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（名古屋大學文學部十周年記念論集）參照。

⑮ 高允が「禁封の良田」を貧民に分給せんことを請うて許され、韓麒麟が「計口受田」という表現を用いて「天下の男女」に給田を要望していることなどは、均田制の形成と密接な關連をもつ事柄として、早くから諸家の注目を引いているところである。

⑯ 梁書二五徐勉傳に、「勉雖居顯位、不營產業、家無蓄積、俸祿分贖親族之窮乏者……誠其子崧曰、吾家世清賔、故常居貧素、至於產業之事、所未嘗言……門人故舊、亟薦便宜、或使創闢田園、或勸興立邸店、又欲舳舻過致、亦令貨殖聚斂、若此事

衆、皆拒而不納、云々」とあるなかの「舳艫運致」がこれに當るであろう。

①⑦ 張宗祥合校本に據る。

①⑧ 魏書一八廣陽王淵傳に載せられた元淵の上書を参照。

①⑨ 北齊の例であるが、「元康便辟善事人、希顔候意、多有進舉、而不能平心處物、溺於財利、受納金帛、不可勝紀、放責交易、偏於州郡、爲清論所譏」（北齊書二四陳元康）とある。

②⑩ 北史八七崔暹傳に、「性猛酷少仁恕、姦猾好利、能事勢家、初以秀才、累遷南兖州刺史、盜用官瓦、贓汚狼籍、爲御史中尉李平所糾、免官、後行豫州事、尋即眞、遣子析戶分隸三縣、廣占田宅、藏匿官奴、諱愆、侵盜公私、爲御史中尉王顯所彈、免官……武川鎮反、詔暹爲都督、隸李崇討之、違崇節度、爲賊所敗、單騎潛還、禁於廷尉、以女妓田園貨元義、獲免」とあるのも、同様に解釋できるであろう。なお唐長孺「南朝の屯・邸・別墅及山澤占領」（歴史研究一九五四—一三）は、江南での山澤封固が一部商品生産を伴っていたことを論じている。

②⑪ 「龍華寺、廣陵王〔羽〕所立也、追聖寺、北海王〔詳〕所立也、並在報德寺之東、法事僧房、比秦太上公、京師寺、皆種雜果、而此三（一本作二）寺、園林茂盛、莫之與（一本作與之）爭」（洛陽伽藍記三）。「勸學」里内、有大（一本作文）覺三寶寧遠三寺、武定四年、大將軍遷石經於鄴、週廻有園、珍果出焉、有大谷梨重十斤、從樹著地、盡化爲水、如承光之奈、承光寺亦多果木、奈味甚美、冠於京師」（同上）。

「白馬寺、漢明帝所立也……浮圖奈林蒲萄、異於餘處、枝葉繁衍、子實甚大、奈林實重七斤、蒲萄實偉於棗、味並殊美、冠

於中京、帝至熟時、常詣取之、或復賜宮人、宮人得之、轉餉親戚、以爲奇味、得者不敢餽食、乃歷數家、京師語曰、白馬甜榴一實直牛」（同四）

②② 註②を見よ。

②③ 魏書二一上北海王詳傳に、「初太和末、詳以少弟延愛、景明初、復以季父崇寵、位望兼極、百寮憚之、而貪冒無厭、多所取納、公私營販、侵剝遠近、嬖狎群小、所在請託、珍麗充盈、聲色侈縱、建飾第宇、開起山池、所費巨萬矣、又於東掖門外、大路之南、驅逼細人、規占第宅、云々」とある。元詳は孝文帝の末弟で、咸陽王禧らと宣武帝を輔佐したが、その收賄、聚斂ぶりは禧と殆ど軌を一にする。ただここにいる「山池」は觀賞用庭園として描寫されている。

②④ 魏書三二封回傳に、「滎陽鄭雲滎滎事長秋卿劉騰、貨騰紫纈四百匹、得爲安州刺史、除書旦出、暮往詣封回、坐未定、謂回曰、我爲安州、卿知之否、彼士治生、何事爲便、回答之曰、卿荷國寵靈、任至方伯、雖不能拔園葵去織婦、宜思方略以濟百姓、如何見造而問治生乎、封回不爲商賈、何以相示、雲慙愧失色」とあり、魏書六六李崇傳に、「然性好財貨、販肆聚斂、家資巨萬、營求不息、子世哲爲相州刺史、亦無清白狀、鄴洛市鄺、收擅其利、爲時論所鄙」とある。李世哲については、「性傾巧、善事人、亦以貨賂自達、高肇劉騰之處勢也、皆與親善、故世號李錐」とあって、鄭氏、李氏ともに時の權勢者に結托している。この點は註②の崔暹のばあいも同様である。孝文帝死後の官界が收賄政治によって動かされていたことはこれまでの敘述で明らかであるが、こうしたなかを遊泳していかざるをえ

ない官僚たちが、自ら營利手段を求めていったことは、十分に想像ができるであろう。次節にのべるように、かかる風潮に批判的であった楊椿できえも、「治生求利」等に對する父祖の訓戒を守りとおせなかったと述懐している。

25 宋書九二良吏江秉之傳に、「元嘉十二年、轉在臨海、竝以簡約見稱、所得祿秩、悉散之親故、妻子常飢寒、人有勸其營田者、秉之正色曰、食祿之家、豈可與農人競利」とあるが、士大夫の立場をもっともよく表明している。

26 顏氏家訓五止足に、「先祖靖侯戒子姪曰、汝家書生門戶、世無富貴、自今仕宦、不可過二千石、婚姻勿貪勢家、吾終身服膺、以爲名言也」とあり、「常以爲二十口家、奴婢盛多、不可出二十人、良田十頃、堂室纔蔽風雨、車馬僅代杖策、以擬吉凶急速、不啻此者、以義散之、不至此者、勿非道求之」などとなるを想起せよ。

27 つぎの例も同じ立場をあらわしたものと見える。「以功賜爵壯武侯、加平遠將軍、給以田宅奴婢、性好酒愛施、親舊賓客、率同饑飽坎壞、常不豐足、畢衆敬等、皆尙其通愛」(魏書四三房法壽)。ちなみに房法壽は北魏の山東征服に協力して上客の待遇を受けたのである。

28 堀氏が共同體の指導者の一例として擧げている「悅祖弟顯甫、豪俠知名、集諸李數千家於殷州西山、開李魚川、方五六十里、居之、顯甫爲其宗主」(北史三三李靈)が、そのことを示唆している。また魏書六一畢衆敬傳に、衆敬の子の元資が本州である兗州の刺史となつたとき、衆敬も隠退して郷里にあつたことをのべて、「衆敬善持家業、尤能督課田產、大致儲積、元

資爲政清平、善撫民物、百姓愛樂之」とあるが、これは父子ともども郷民の敬愛をうけたことをいつたものである。とすれば、「尤能督課田產、大致儲積」とは、單に自家所有田についてのみのべているのでなく、郷民の農業生産をも督勵したことをいうのではないかとおもわれる。

29 均田制の發案者李安世は、さきの李士謙の祖父にあたる人である。

30 北魏の受田規定に、「進丁受田者、恒從所近、若同時俱受、先貧後富」(魏書一一〇食貨志)とあり、この「先貧後富」の規定が土地の肥瘠にも適用されたかどうかは詳かでないが、法規の精神として考えれば、當然適用されるべきであろう。この原則は唐令に至つて一層普遍化される。堀敏一「北朝の均田法規をめぐる諸問題」(東洋文化研究所紀要二八)中、「戸等の役割」の項参照。

31 源懷の上表に對して詔あり、問題解決を約束している。

32 堀氏前掲論文および田村實造「均田法の系譜——均田法と計口受田制との關係——」(史林四五—六)に詳細に述べられているので参照されたい。

33 註20所引の堀氏論文中、「あとがき」の項参照。

34 右論文「官人永業田」の項。

付記 本論文は、昭和四十年度に支給を受けた文部省科學研究費補助金(各個研究)による研究「六朝豪族の實態的研究並びに關係史料の蒐集分類」の一產物である。なお、同じ研究費による近作「蘇綽の六條詔書について」(名古屋大學文學部研究論集史學一五)と併讀して頂ければ幸いである。